

愛知県医療提供体制確保支援金（病床数適正化事業）交付要綱

(通則)

第1条 愛知県医療提供体制確保支援金（病床数適正化事業）（以下「支援金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して負担が生じることから、支援金を交付し支援を行うことを目的とする。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の対象者は、令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）から令和7年9月30日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う医療機関の開設者とする。

2 次に掲げる場合については、支援金の対象としない。

- (1) 令和7年9月30日時点において廃院している場合（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）
- (2) 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）
- (3) 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
- (4) 有床診療所から無床診療所への変更の場合
- (5) 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- (6) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- (7) 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- (8) 病床種別を変更した場合、その変更した病床数

(9) 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合、その削減した病床数

(10) 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数

(11) その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数

ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、官内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

(支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、削減した病床1床につき4,104千円とする。ただし、別に愛知県病床機能再編支援交付金の交付がある場合は、当該交付金の交付額との差額のみを交付する。

(交付申請)

第5条 支援金の申請期間は、知事が別に定める期間までとする。

2 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次に掲げる書類等を添えて、知事へ申請するものとする。

(1) 愛知県医療提供体制確保支援金（病床数適正化事業）交付申請書兼請求書及び事業計画書

(2) 病床数を削減したことを証する書類（「病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書及び許可書」又は「病院・診療所・助産所開設許可・届出事項・診療所病床設置許可・届出事項一部変更届」の写し（当該医療機関の所在地を管轄する保健所の受付印のあるもの））

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適當であると認めたときは、交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条の規定により支援金の交付を決定した場合、当該医療機関に対し支援金を交付する。

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付を行った支援金全額の返還を求める。

(1) 支援金の交付を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、知事が病床の増加を必要と認めた場合はその限りではない。

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の交付を受けたと認める場合。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行する。